

Pay-easy(ペイジー) 口座振替受付サービス利用規定の一部改正について
(2026年10月1日実施)

(下線部分は改正部分を示す。)

改正	現行
1. (適用範囲) (1) 当会所定の収納機関（以下、「収納機関」といいます。）、もしくは、当該収納機関から委託を受けた法人の窓口等（一部金融機関 ATM を含みます。以下、「取扱窓口」といいます。）に対して、キャッシュカード（当会がカード規定、IC カード規定または JA カード（一体型）規定に基づいて発行するキャッシュカードのうち普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）、総合口座取引および総合口座（普通貯金無利息型）取引の普通貯金を含みます。）その他当会所定の貯金のキャッシュカード（以下、「カード」といいます。))を提示して、後記 3(1)の貯金口座振替契約の締結を行う取引（以下、「本サービス」といいます。）については、この規定により取り扱います。 (2) ～ (省略) (4) 2. (利用方法等) (1) 本サービスを利用するとき、貯金者は、自らカードを収納機関の取扱窓口に設置された本サービスにかかる機能を備えた端末機（一部金融機関 ATM を含みます。以下、「端末機」といいます。）に読み取らせただうえで、端末機にカードの暗証番号と必要項目を第三者（収納機関の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。 (以下省略)	1. (適用範囲) (1) 当会所定の収納機関（以下、「収納機関」といいます。）、もしくは、当該収納機関から委託を受けた法人の窓口（以下、「取扱窓口」といいます。）に対して、キャッシュカード（当会がカード規定、IC カード規定または JA カード（一体型）規定に基づいて発行するキャッシュカードのうち普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）、総合口座取引および総合口座（普通貯金無利息型）取引の普通貯金を含みます。）その他当会所定の貯金のキャッシュカード（以下、「カード」といいます。))を提示して、後記 3. (1)の貯金口座振替契約の締結を行う取引（以下、「本サービス」といいます。）については、この規定により取り扱います。 (2) ～ (省略) (4) 2. (利用方法等) (1) 本サービスを利用するとき、貯金者は、自らカードを収納機関の取扱窓口に設置された本サービスにかかる機能を備えた端末機（以下、「端末機」といいます。）に読み取らせただうえで、端末機にカードの暗証番号と必要項目を第三者（収納機関の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。 (以下省略)